

# 公益財団法人地球環境戦略研究機関国際生態学センター運営規程

## IGES 規程第 27 号

平成 19 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 5 月 7 日改正

平成 28 年 1 月 18 日改正

平成 30 年 5 月 1 日改正

### (設置の目的)

第 1 条 生態学を通じて持続的発展が可能な社会の実現をめざし、地域から地球規模にいたる環境回復と環境創造に向けた実践的な調査研究と環境問題に係る研修や環境情報の収集提供等を行い、もって学術研究の振興と地域環境及び地球環境の保全・回復に寄与するとともに、その成果を戦略研究の具現化に活用するため、公益財団法人地球環境戦略研究機関（以下、「IGES」という。）に国際生態学センター（以下「JISEセンター」という。）を置く。

2 このセンターの英語名称は、

IGES－JAPANESE CENTER FOR INTERNATIONAL STUDIES IN ECOLOGY（略称「IGES－JISE」）とする。

### (活動拠点)

第 2 条 JISEセンターの活動拠点を、神奈川県横浜市港北区新横浜 2 丁目 14 番 27 号に置く。

### (事業)

第 3 条 JISEセンターは、IGES本部の活動と連携して、第 1 条第 1 項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生態学を通じた環境保全・回復に関する調査及び試験、研究
- (2) 生態学を通じた環境保全・回復に資する人材育成
- (3) 環境情報の収集及び提供、並びにセミナー、シンポジウム等の開催
- (4) 機関紙及び研究成果等の刊行
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 J I S Eセンターの運営責任者としてJ I S Eセンター長を置く。

2 J I S Eセンター長は理事長が任免する。

3 J I S Eセンター長の職務権限等については、別に定める。

(運営委員会)

第5条 J I S Eセンターの自主的運営を確保するため、J I S E運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設ける。

2 運営委員会の構成員は次のとおりとする。

(1) J I S Eセンター長

(2) 生態学に関する学識経験者 3人以内

(3) 旧財団法人国際生態学センターへの大口出えん者 8人以内

(4) I G E S事務局長

(5) 神奈川県環境農政局環境部環境計画課長

3 運営委員会は、次の事項について審議する。

(1) J I S Eセンターの事業(研究)計画及び予算に関すること

(2) J I S Eセンターの事業(研究)報告及び決算に関すること

(3) J I S E運営基金の運用に関すること

(4) J I S Eセンター長の理事長への推薦に関すること

(5) その他J I S Eセンター長が必要と認めること

(会計)

第6条 J I S Eセンターの財務運営の自立性を確保するため、「J I S E事業会計」を設け、J I S Eの運営に関するすべての収入及び支出を管理する。

2 J I S Eセンターの業務の円滑な運営に資するため、「J I S E運営基金」を設ける。

3 「J I S E運営基金」の管理及び運用については、別に定める。

(名誉称号の授与)

第7条 理事長は、JISEセンターの運営、発展に対し長年の功労のあったセンター長、運営委員、その他関係者につき、名誉の称号を授与することができる。但し、その称号授与に関連して報酬は支払うことはできない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。